# ジェイスGYM会員会則

ジェイスGYMのトレーニングおよび施設を利用する時点で本会則の内容に承諾して頂いたものとしますので、必ずご利用前にお読みください。この規約に同意できない場合は、残念ながらジ
ェイスGYMのトレーニングおよび施設のご利用をお控え下さいますようお願い致します。

## 第１条（目的）

ジェイスGYM（以下「本ジム」といいます。）は、会員（本会則第４条所定の手続を経て当社と契約を締結された方をいいます。以下同じです。）が、本ジムの提供する詠春拳・護身術のトレーニングおよび施設を利用し、詠春拳・護身術の習得、心身の育成、健康維持、健康増進および会員相互の親睦の振興を図ることを目的とします。

## 第２条（会員制）

１．本ジムは、会員制とします。
２．会員による本ジムの利用範囲、条件、および施設運営システム（会員種別、提供商品および提供サービスを含みます。以下同じです。）については、別に定めます。
３．会員が本ジムを利用するときは、本ジムが定めたTシャツを着用します。

## 第３条（入会資格）

１．本ジムの入会資格は、次の項目全てを満たすこととします。
各会員種別において別途定める資格を満たすこと。
本ジムのトレーニングおよび施設の利用に堪え得る健康状態であることを本ジムに申告いただくこと。
本会則に同意いただくこと。
暴力団関係者でないこと。
過去に本ジムより本会則に基づく契約を解約されていないこと。
刑法上の正当防衛の範囲を超えて、濫りに詠春拳を使用しないこと。２．会員は、本ジムに対し、現在のみならず将来にわたって、自らが以下の各号に定める暴力団等の反社会的勢力（以下「反社会的勢力等」といいます。）に該当しないことを保証します。
暴力団
暴力団員（暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者を含む）
暴力団準構成員
暴力団関係企業の役員、従業員または株主もしくは実質的支配者等の関係者
その他前各号に準ずるもの

３．会員は、本ジムに対し、反社会的勢力等に対して、直接または間接を問わず、かつ名目の如何を問わず、資金提供を行わないこと、および今後も行う予定がないことを保証します。
４．会員は、本ジムに対し、反社会的勢力との間で、直接または間接を問わず、社会的に非難されるべき関係のないことを保証します。
５．会員は、本ジムに対し、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれの行為も行わないことを保証します。
暴力的な要求行為
法的な責任を越えた不当な要求行為
取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
風説を流布し、偽計または威力を用いて本ジムの信用を毀損し、または本ジムの業務を妨害する行為
その他前各号に準ずる行為

第４条（入会手続）

１．本ジムに入会しようとするときは、所定の申込方法により入会申込を行い、本ジムによる審査を受けたうえ、本ジムが承諾したときに、本ジムとの契約が成立し、本ジムの会員となります。なお、利用開始日は別に定めます。
２．会員は、前項の入会申込手続き時に、本ジムが指定するスポーツ保険に加入するものとします。
３．前項に定める入会申込を行った場合であっても、本ジムが行う審査の結果、入会が認められない場合があります。審査方法、審査過程、および審査の内容は開示されません。
４．会員は、入会後、本ジムから身分証明書等、本人確認情報の提示を求められたときは、速やかに応じるものとします。本ジムは、会員がその求めに応じない場合、当該会員のトレーニングおよび施設の利用を禁止することができます。この場合であっても会員は、第７条第１項に定める諸費用を支払います。
５．未成年の方が入会しようとするときは、本ジムが特に認めた場合を除き、親権者の同意を得た上で、所定の申込方法によりお申し込みいただきます。この場合、親権者は、自らが会員か否かに関わらず、本会則に基づく会員としての責任を本人と連帯して負うものとします。
６．未成年について定めた前項の規定は、成年被後見人、被保佐人、被補助人に準用します。

第５条（届出内容変更手続）

１．会員は、入会申込書に記載した内容その他本ジムに届け出た内容が正確であることを保証します。本ジムは、当該情報が不正確であることによって会員または第三者に生じる損害について一切責任を負いません。

２．会員は、入会申込書に記載した内容その他本ジムに届け出た内容に変更があったときは、速やかに変更手続を行うものとします。
３．本ジムより会員に通知する場合は、会員から届出されている連絡先に宛てた通知の発送をもって通知したものとします。なお、会員が前項の届出を怠るなど会員の責めに帰すべき事由により本ジムからの通知が延着しまたは届かなかった場合には、通常到達すべきときに本ジムからの通知が会員に到達したものとします。

第６条（個人情報保護）

本ジムは、本ジムの保有する会員の個人情報を、本ジムが別途定める「個人情報保護方針」にしたがって管理します。

第７条（諸費用）

１．会員種別毎の会費を含む諸費用（以下「諸費用」といいます）は、別に定めます。
２．会員は、別に定める諸費用納入期日までに、自らが申し込む会員種別に応じて本ジムが指定する方法および手段により、それぞれの諸費用を払い込むものとします。
３．一旦支払われた諸費用は、法令の定めまたは本ジムが認める理由がある場合を除き、返還しません。

第８条（会員たる地位の相続・譲渡） 本ジムの会員たる地位は一身専属のものであり、他の方に譲渡できず、他の方が相続することもできません。

第９条（会員以外のトレーニング・施設の利用）

本ジムは、特に必要と認めた場合は、会員以外の方によるトレーニングおよび施設の利用を認めることができます。この場合、当該利用される方にも本会則を適用します。

第１０条（諸規則の遵守）

会員は、本ジムのトレーニングおよび施設の利用にあたり、本会則その他本ジムの定める諸規則を遵守し、本ジムの施設スタッフおよびインストラクター（以下「スタッフ」といいます。）の指示に従うものとします。また、スタッフの指示に従わない場合は、施設から退去していただきます。

第１１条（禁止事項）

会員は、次の行為をしてはいけません。

他の会員を含む第三者（以下「他の方」といいます。）やスタッフ、本ジムを誹謗、中傷すること。
他の方やスタッフを、詠春拳のトレーニングとして社会的に認められる範囲を超えて、殴打したり、身体を押したり、拘束する等の暴力行為。
大声、奇声を発する行為や他の方もしくは本ジムのスタッフの行く手を塞ぐ行為等の威嚇行為または迷惑行為。
物を投げる、壊す、叩く等、他の方やスタッフが恐怖を感じる危険な行為。
本ジムの施設・器具・備品の損壊や備え付け備品の持ち出し。
他の方やスタッフに対し、待ち伏せし、後をつけ、またはみだりに話しかける等の行為。
他の方やスタッフに対し、セクシュアル・ハラスメント、ジェンダー・ハラスメント、その他のハラスメント行為を行うこと。
正当な理由なく、面談、電話、その他の方法で本ジムのスタッフに迷惑を及ぼす行為。
痴漢、のぞき、露出、唾を吐く、その等の法令や公序良俗に反する行為。（１０）刃物など危険物の施設内への持ち込み。
施設内における物品販売や営業行為、金銭の貸借、勧誘行為、政治活動、署名活動。
高額な金銭、物品の施設内への持ち込み。
本ジムの施設内の秩序を乱す行為。
その他、本ジムが会員としてふさわしくないと認める行為。

第１２条（損害賠償責任免責）

１．会員が本ジムのトレーニングおよび施設の利用中、会員自身が受けた損害に対して、本ジムは、本ジムに故意または重大な過失がある場合を除き、当該損害に対する責を負いません。
２．会員同士の間に生じた係争やトラブルについても、本ジムは、本ジムに故意または重大な過失がある場合を除き、一切関与せず、責任を負いません。
３．会員は本ジムの提供するトレーニングを通じて習得した詠春拳・護身術の技術を実際に使用する場合には、当該技術が適正に使用されない場合には第三者の身体を毀損する等の危険があることを十分に理解し、刑法上の正当防衛の範囲内でのみこれを使用すべきことを本ジムが厳格に指導していることを十分に理解し、決して不適切な使用をしないことを確約するものとします。

第１３条（持込物に関する責任）

１．本ジムは、会員が施設に持ち込んだ物を預かりません。会員は、持込物について自己の責任をもって管理するものとします。
２．本ジムは、故意または過失がない限り、会員が施設に持ち込んだ物の滅失または毀損について賠償する責任を負いません。

３．本ジムは、会員が施設に放置した物に関する一切の権利を放棄したものと見なします。ただし、次の各号に定めるものを除きます。
現金及び有価証券
その価額又はその合計額が一万円以上であると明らかに認められる物
建物又は自動車の錠を開くことに用いられる鍵、カードキーその他これらに類するもの
携帯電話用装置
運転免許証、健康保険の被保険証、在留カードその他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、個人の身分若しくは地位又は個人の一身に専属する権利を証するもの
預貯金通帳若しくは預貯金の引出用のカード又はクレジットカード
動物
当該物又はその付属物に記載又は付加した情報により、その所有者又は占有者が識別できる物

第１４条（会員の損害賠償責任）

会員が本ジムのトレーニングおよび施設の利用中、会員の責に帰すべき事由により、本ジムまたは他の会員その他の第三者に損害を与えたときは、その会員が当該損害に関する責を負うものとします。

第１５条（休会）

本ジムの一部の会員種別においては、休会制度があります。

第１６条（退会）

1. 会員は、自己都合により退会するときは、本ジムが定めた期日までに、本ジム所定の書面により手続を完了することにより、当月の末日（以下「退会日」といいます。）をもって退会できるも
のとします。なお、会員は本ジムに対し退会日までの諸費用を支払う義務を負います。

2.退会を希望される場合は、退会する月の 14 日までにメールにてお知らせ下さい。14 日を過ぎた場合は、翌月分の月謝は返金できませんので、御了承下さい。

第１７条（施設の利用制限・禁止、契約解約）

１．本ジムは、会員が次の各号のいずれかに該当する場合、その会員に対して本ジムの施設の利用を制限または禁止し、あるいは直ちに契約を解約することができます。ただし、会員は本ジムから本ジムの施設の利用を制限または禁止された場合であっても、第７条第１項に定める諸費用を支払います。

第３条に定める入会資格を充足しないことが判明したとき。
本会則その他本ジムの定める諸規則に違反したとき。
本ジムおよびスタッフの指示に従わないとき。（４）支払方法の設定が確認できないとき（会員が支払方法を設定した後に、会員の責めにより、その支払方法または手段が利用できなくなったときも同様とします）。
諸費用の支払いを連続して二ヶ月怠ったとき。
破産または民事再生の申立があったとき。または任意整理の申出があったとき。
第４条に定める利用開始日以降、一度も利用がない期間が１年以上継続した場合。
筋肉の痙攣や、意識の喪失などの症状を招く疾病を有することが判明した場合。
集団感染するおそれのある疾病を有することが判明したとき。
医師から運動等を禁じられていることが判明したとき。
妊娠していることが判明したとき。
法令に違反したとき。
その他、本ジムが会員としてふさわしくないと認めたとき。
２．他の方やスタッフに、練習を中断せざるを得ないような怪我をさせた会員には、警告（イエローカード）を与え、一定の期間、本ジムの利用を制限いたします。警告を受けた会員が、再度、同様の行為を行った場合には、第１１条に違反したものとして、退会処分（レッドカード）とします。
３．前項に基づき本ジムが本会則に基づく契約を解約したことによって会員に損害が生じた場合であっても、本ジムはその損害を賠償する責めを負わないものとします。

第１８条（施設の休業および閉鎖）

１．本ジムは、施設毎に定期休業日を設定することができます。
２．本ジムは、次の各号のいずれかにより、営業することが困難または営業すべきでないと判断するときは、本ジムの施設の全部または一部を臨時休業又は閉鎖することができます。
天災地変、気象災害、地震またはその他不可抗力等があったときまたはその恐れがあるとき。
施設の改造、増改築、修繕、整備または点検を要するとき。
判決の言渡し、法令の制定改廃または行政庁による処分（不利益処分を含みます。）、行政指導もしくは命令等があったとき。
社会情勢の著しい変化があったときまたはその恐れがあるとき。
その他、本ジムが営業することが困難または営業すべきでない事情が生じたときまたはその恐れがあるとき。
３．前二項の場合、法令の定めまたは本ジムが認める場合を除き、会員が負担する諸費用の支払義務が軽減され、または免除されることはありません。

４．本ジムは、臨時休業および閉鎖が予定されている場合は、事情の許す限り、原則として一ヶ月前までに会員に対しその旨を告知または通知します。

第１９条（施設等の変更）

１．本ジムは必要に応じて予告なく本ジムの所在地および施設の変更を行うことができるものとします。
２．本ジムは合理的理由が認められる場合には、予告なくトレーニングの日程を変更できるものとします。

第２０条（プライベート・レッスン）

１．プライベート・レッスンが実施されている会場には許可なく入室してはならないものとします。入室が許可された場合もプライベート・レッスンの妨げとならないよう会場端で静かに待機して下さい。
２．プライベート・レッスンを指導中のインストラクターおよび受講している他の方に話しかける、プライベート・レッスンの内容にコメントする等、プライベート・レッスンの平穏な実施の妨げとなる行為は行ってはなりません。

第２０条（写真・動画等の撮影と使用権）

１．本ジムの承諾を得ていない者は、本ジムでのトレーニングや本ジムが主催するイベントの風景、スタッフや他の方を撮影してはなりません。
２．本ジムおよび本ジムの承諾を得た者は、必要に応じて本ジムでのトレーニングや、本ジムが主催するイベント等の風景を撮影できるものとします。また、それらの写真、映像、音声などの使用権は本ジムまたは本ジムの承諾を得た者に専属し、本ジムの対外的なプロモーション等の目的で使用され得るものとして、会員はあらかじめ該当使用につき承諾しているものとします。

第２１条（衛生管理）１．会員はトレーニングの参加にあたり、身につける衣服、靴は常に洗濯済みの清潔なものを着用するとともに、体臭（汗によるもの、香水等によるもののいずれも含みます）等にも細心の注意を払い、清潔の維持に務めるものとします。本ジムは、会員の衛生管理について、スタッフや他の方からの指摘があった場合、会員に対して衛生管理についての是正勧告ができるものとし、会員が勧告に応じない場合は、会員資格の一時停止、退会処分ができるものとします。
２．第２条３項に定めるＴシャツが、破損した場合には、速やかに新しいものを購入して、着用しなければなりません。

第２２条（指導の禁止）

会員は本ジムが認定するインストラクター資格を取得しない限り、本ジムの提供するトレーニングを通じて得た詠春拳・護身術の技術等のノウハウを、営

利、非営利を問わず、第三者に対して提供、指導することができないものとし、これに違反した場合には本ジムに対し損害賠償責任をおうものとします。

第２３条（類似および競合団体への協力の禁止）

会員は本ジムから書面による承諾を取得しない限り、詠春拳・護身術の技術等の指導を提供する団体に対し、その理由のいかんを問わず、協力活動、または協力に類する活動を行うことはできないものとします。

第２４条（諸費用、利用範囲、条件および運営システムの変更および廃止について）

本ジムは、本会則に基づいて会員が負担する諸費用、利用範囲、条件および施設運営システムについて、本ジムが必要と判断したときは、会員に対して原則として１ヶ月前までに告知または通知することにより、これらを変更または廃止することができます。

第２５条（会則の改正）

原則として本ジムは１ヶ月前までに会員に告知または通知することにより、本会則を改正することができ、改正した本会則等の効力は、全会員に及ぶものとします。

第２６条（告知方法）

本会則における会員への告知方法は、施設内への掲示およびホームページに掲載する方法とします。

株式会社ジェイスジム住所：神奈川県川崎市中原区丸子通１−６６０−３ シャルム新丸子１０３代表者名：イエスパー・ニルスン
【施行日 ２０２２年9月２７日】